平成２４年（フ）第７７８号
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘15番地５　スカイハイツ203号
債務者　土屋千代子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７８２号
埼玉県川越市諏訪町21番地11　諏訪町ハイツ203号室
債務者　嶋谷　佳史
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８１０号
埼玉県飯能市大字岩沢283番地１　センチュリー滝ノ上306
債務者　杉本　和男
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４０８号
石川県野々市市押野５丁目217番地　ヴィラ・フィレンツェ201号室
債務者　二塚　　仁
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３４２号
岐阜市岩崎1154番地３　ドゥナーレ長良Ⅱ201号室
債務者　中林　正司
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４１９号
岐阜市神室町５丁目22　かむろビル西館403号室、住民票上の住所名古屋市中川区春田２丁目32番地　春田荘１棟505号
債務者　岡本美由紀
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２２６４号
名古屋市中区新栄３丁目31番10号　市営新栄荘４棟612号
債務者　河岸　孝行
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２６７号
名古屋市名東区高社１丁目73番地　後藤一社ビレッジ103号
債務者　木幡　荘吉
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３１号
滋賀県草津市渋川１丁目６番５号
債務者　上田　佳子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５４号
滋賀県守山市水保町1175番地11
債務者　冨野淑美こと　申　　英淑
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８０号
滋賀県湖南市中央１丁目44番地１―2203、前住所滋賀県湖南市石部東２丁目５番４―202号
債務者　吉村　敬子（旧姓谷野）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１９号
大津市本堅田４丁目16番６―805号
債務者　林　　由男
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０６号
滋賀県近江八幡市出町414番地２　103号
債務者　左鴻　美沙
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１４２４号
京都市下京区東中筋通五条上る天使突抜２丁目402番地２
債務者　足立　孝祝
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２９号
京都市山科区御陵鴨戸町48番地９　スマイル御陵102号室
債務者　野﨑　慶子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３４号
京都府南丹市美山町島小栗栖山13番地　ケアハウス美山、前住所京都府船井郡京丹波町広野一反田26番地
債務者　樋口さち乃江
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４８号
京都市伏見区向島二ノ丸町141―18　アドリーム伏見向島304号、住民票上の住所京都府城陽市寺田深谷８番地の59
債務者　武居　晴美
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係